


新津商工会議所 No.444-1 2023年6月19日
CCI EXPRESS TEL:22-0121 FAX:25-2332

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

金融情報 **経営改善貸付（マル経融資）**
（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.09% ※6/13現在 上記利率-0.9%（3年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

- 【推薦要件】
- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 - ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
 - ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
 - ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
 - ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

- 【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】
- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方。債務負担が重くなっている方。
 - ・据置期間の延長（運転5年以内、設備5年以内）が受けられます。


 3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 （東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

相談会 **資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・ 7月 4日（火）
 - ・ 8月 1日（火）
 - 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・ 7月11日（火）
 - ・ 8月 8日（火）
- <当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

制度改正 **インボイス制度に関する改正について**

令和5年10月1日から開始されるインボイス制度につきまして、令和5年度税制改正により、新たに負担軽減措置が設けられました。

おさえていただきたい4つのポイント！

- ①納税額を売上税額の2割に軽減
（免税事業者からインボイス発行事業者になられた方）
- ②1万円未満の取引、インボイス保存不要
（一定規模以下の事業の方）
- ③1万円未満の値引き等、返還インボイス交付免除
（すべての事業者の方）
- ④登録希望日に登録が可能に
（これから登録される免税事業者の方）

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ
 登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討下さい。ご検討の際に、ご活用頂けるコンテンツこちら ⇒



相談会 **上期源泉税相談会開催【事前にご予約をお願い致します。】**

専従者や従業員に給料を支給している青色事業者のうち、納期特例の適用を受けている方々を対象に、源泉所得税の事務相談会を開催いたします。

- 日 時：7月3日(月)・7月4日(火)
9:30～12:00 / 13:00～16:00
- 会 場：新津商工会議所 3F会議室
- 対 象：新津地域で個人事業を営む方 ※税理士関与の方はご遠慮下さい。
- 持参するもの：①給与支払明細書

- ②一人別源泉徴収簿※参考までに令和4年度分もお持ち下さい
（令和5年1月～6月の上期分を記入してきて下さい）
 - ③源泉所得税納付書
（郵送時に同封の印字されたもの）
- ※三密を回避するために、30分ごとの予約制にさせていただきます。
ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

- 主 催：新津商工会議所／新津中小企業相談所
- 共 催：新津青色申告会



メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

会員募集

新津商工会議所青年部会員募集中!!

私たちと一緒に新津を盛り上げてみませんか？

新津商工会議所青年部は創立31年目を迎えました！これから仲間や仕事の繋がりを増やしたい方、みんなでわいわい楽しみたい方、きっと自分の成長にも繋がります。まずはお気軽にお声がけください。

■年度スローガン WHO DARES WINS「あえて挑む者が勝利する」
 イギリス軍特殊空挺部隊のモットーで、「危険を冒す者が勝利を掴む」「勇敢なる者が勝つ」など益な印象を受けますが、争いの本質は状況の区別なく存在し、我々企業経営者も混迷を極める世界情勢と経済的な混乱の中であっても、住まずあらゆるものに挑み、選択し、掘み取っていかうという意味を込めました。

■事業活動
 ●会員メンバーと異業種交流・親睦会！
 ●研修会でスキルアップ！
 ●まちづくり推進活動や地域活性イベントへの参加

■入会資格 新津商工会議所会員事業所の経営者・後継者並びに従事者で49歳以下の方。

■会費 年会費36,000円

■問い合わせ先 新津商工会議所青年部
 TEL:0250-22-0121 FAX:0250-25-2332
 MAIL:n-yeg@fsinet.or.jp 担当：布施、榎



←青年部の最新情報は
こちらをチェック！

共済制度

勤労者福祉共済のご案内
(低廉な掛け金で事業所の福利厚生を応援)

勤労者福祉共済は事業所にお勤めの方々への福利厚生を目的とした共済です。1人につき300円/月の掛金で下記の事業を利用することができます。

(1) 給付事業

区		分	給付額
祝 金	結 婚 (会員)		10,000
		出 産 (会員又は配偶者)	5,000
	入 学 (会員の子の小学校、中学校入学)		5,000
		銀 婚 (結婚25年目)	10,000
弔 慰 金	死	会 員	50,000
		配 偶 者	30,000
	亡	子・親 養・義・継父母も含む。同居、別居を問わない。	5,000
見	傷病	休業14日以上	5,000
		休業30日以上	10,000
		休業90日以上	20,000
舞 宅 災 害	住 宅 火災等	建物の損害 50%以上	100,000
		建物の損害 20%以上50%未満	50,000
		建物の損害 20%未満	25,000
金 害	自 然 災 害	建物の損害 70%以上	25,000
		建物の損害 20%以上70%未満	15,000
褒 賞 金	永年勤続	同一企業に 5年	5,000
		同一企業に 10年	10,000
		同一企業に 15年	20,000
饒 別	会員(従業員)が退職した時 但し、入会以後同一企業に5年以上勤務した会員を対象とする。		3,000
	会員(事業主)が廃業した時 但し、入会以後5年以上経過した会員を対象とする。		

(2) 余暇事業 秋葉温泉花水・サントピアワールド・新津美術館などを加入者特別価格で利用できる割引券を配布します。

(3) 健康事業 新津商工会議所実施の定期健康診断を補助します。

【お問い合わせ先】新津商工会議所 担当：布施・阿部